

令和3年第3回定例会

江東区教育委員会会議録

令和3年3月26日（金）

江東区教育委員会

令和3年第3回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和3年3月26日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和3年3月26日（金）午前10時49分
- 3 開会場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、
眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、
大町学務課長、伊藤指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
堀越教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、
栗原江東図書館長、佐久間主任指導主事、貞方主任指導員

6 議題

- 日程第1 議案第4号 令和2年度江東区一般会計補正予算（第9号）
- 日程第2 議案第5号 令和3年度江東区一般会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第6号 江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正

7 報告事項

- （1）新型コロナウイルス感染症の対応について
- （2）令和3年度第1回区議会定例会（教育委員会関係）について
- （3）令和3年度における学校閉庁日の実施について
- （4）令和2年度江東区立中学校及び義務教育学校（後期課程）生徒進路状況について
- （5）江東区保幼小連携教育プログラムの改訂について
- （6）江東区江東きッズクラブ条例施行規則の一部を改正する規則について

8 審議概要

本 多 教 育 長 ただいまより令和3年第3回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

 本日の会議録署名委員を御指名いたします。進藤委員、眞貝委員にお願いいたします。

 それでは、審議に入ります。

 日程第1 議案第4号 令和2年度江東区一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

 本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長

議案第4号 令和2年度江東区一般会計補正予算（第9号）。

上記の議案を提出する。令和3年3月26日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

それでは、補正予算（第9号）について御説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、今年度につきましては、8回にわたり補正予算を編成し、必要となる取組や支援を行ってきたところですが、今般、早急な対応を要する新型コロナウイルスのワクチン接種に関する取組等について、時機を逸せず、迅速に対応していくために補正予算を緊急的に編成するものでございます。

資料1を御覧願います。1枚おめくりいただきまして、1ページの令和2年度江東区一般会計補正予算（第9号）総括を御覧ください。

今回の本区全体の補正額は3億7,000万円の増額で、補正前の額に対して0.14%の伸びとなっております。

歳入増の主なものは、第14款国庫支出金3億2,500万円、次いで第18款繰入金であります。

歳出は第4款衛生費が最多で2億8,000万円、次いで第7款教育費の9,000万円の増額となっております。

次に、教育委員会事務局に係る予算の補正について御説明いたします。2ページの歳入歳出予算総括を御覧ください。

歳入は、第14款国庫支出金4,500万円の増額となっております。

歳出は、第7款教育費第2項小学校費、第3項中学校費で増額となっており、教育委員会事務局所管の歳出補正額の合計は、9,000万円の増となっております。

次に、歳入について御説明いたします。1枚おめくりいただきまして、3ページ、歳入事項別明細書を御覧ください。

第14款国庫支出金は、学校保健特別対策事業費補助金の増額によるものです。

続いて歳出についてですが、別紙にて御説明いたします。別紙、令和2年度一般会計補正予算（第9号）の概要についてを御覧いただければと思います。

小中学校管理運営事業として、学校が購入する感染症対策用品等の費用や、児童及び生徒の学習保障支援継続に係る経費を、学校に追加配付することにより、感染症対策を継続し、こどもたちの健やかな学びを保障していくことといたしました。

以上、簡単ではありますが、補正予算の説明を終わります。

本多教育長

本案について質疑願います。

私のほうからいいですか。今回の追加配備等もそうですが、コロナ

に関する感染症対策用品で、学校の購入している傾向を教えていただければと思います。

大町学務課長 今回の予算とは別に、令和２年度におきましては、補正第５号の予算で学校に対して２００万円から４００万円の追加配当をいたしまして、各学校で感染症防止対策に要する物品等を購入してきたところです。

主に、消耗品では消毒用のアルコールや給食を配膳するときの手袋、あるいは非接触型の体温計等の購入、また備品等につきましては、いわゆるアクリルのスタンドであったり、そういった物を購入する、あるいは、幼稚園等においては、例えばですけれども、こどもたちがお弁当を食べるときの距離を保つために追加でテーブル等を買ったというような実績もございます。主に物品の購入費用となります。

また、小学校等ではサーキュレーターですとか、空気清浄機といった物の購入も目立っているところでございます。

以上でございます。

本多教育長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。お諮りいたします。日程第１について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第２ 議案第５号 令和３年度江東区一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第５号 令和３年度江東区一般会計補正予算（第１号）。

上記の議案を提出する。令和３年３月２６日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、本案を提出します。

それでは、補正予算（第１号）につきまして御説明をいたします。

令和３年度は、「区民生活をサポートし、新しい未来への発進予算」として、当初予算を編成したところですが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、区民の安全・安心を守るため、新型コロナウイルスのワクチン接種等に関する取組等について、補正予算を編成するものでございます。

資料２を御覧願います。１枚おめくりいただきまして、１ページの令和３年度江東区一般会計補正予算（第１号）総括を御覧ください。今回の本区全体の補正額は、５６億６,２００万円の増額で、補正前の額に対して、２．６％の伸びとなっております。

歳入増の主なものは、第18款繰入金30億1,868万1,000円、続いて、第14款国庫支出金、第15款都支出金、第20款諸収入の順でございます。

歳出は、第4款衛生費が最多で43億9,905万6,000円、続いて、順に、第5款産業経済費の6億8,970万4,000円、第3款民生費の4億987万5,000円、第2款総務費の1億1,982万6,000円、第7款教育費の4,353万9,000円の増額となっております。

次に、教育委員会事務局に係る予算の補正について御説明いたします。2ページの歳入歳出予算総括を御覧ください。

歳入は、第14款国庫支出金と第15款都支出金を合わせて、775万円の増額となっています。

歳出は、第7款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第5項幼稚園費で増額となっており、教育委員会事務局所管の歳出補正額の合計は、4,353万9,000円の増となっています。

次に、歳入について、御説明いたします。1枚おめくりいただきまして、3ページ、歳入事項別明細書を御覧ください。

第14款国庫支出金は、公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金、第15款都支出金は、私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の増額によるものになります。

続いて、歳出についてですが、別紙にて御説明をいたします。別紙、令和3年度一般会計補正予算（第1号）概要についてを御覧ください。

まず、放課後子どもプラン事業として、江東きつずクラブに対しまして、感染症拡大防止のために必要な物品や衛生用品等を供給し、保護者や児童等が安心・安全に施設を利用できる環境を整備いたします。

次に、小中学校教育情報化推進事業として、2、学習者用デジタル教科書実証事業経費の公費負担では、国実施のデジタル教科書実証事業の対象外となった学校に対し、購入経費を公費負担することとし、全ての学校において検証を行えるようにいたします。

次に、幼稚園管理運営事業及び私立幼稚園等運営費扶助事業では、3、新型コロナウイルス感染症対策用品の追加配備等として、感染症対策に必要な物品等の購入に係る経費を区立、私立幼稚園に追加配付や補助をすることにより、継続した感染症対策や園児の安全な預かり保育等の整備をいたします。

以上、簡単ではありますが、補正予算の説明を終わります。

本 多 教 育 長

本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第6号 江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第6号 江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正。

上記の議案を提出する。令和3年3月26日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

池田庶務課長 では、私から本案について御説明いたします。資料3を御覧ください。

初めに、幼稚園教育職員の旅費につきましては、1月22日に開催した本教育委員会において、来年度から勤怠管理システムを導入して、その支給方法が現金から口座振替になったということを御審議いただいて、御決定いただいたところでございます。本日は、この手続の一環として使用する旅行命令簿の記載事項などの変更について、御審議いただくものでございます。

現在の旅費支給の手続は、職員が手書きの旅行命令簿を用いて、その命令簿に基づいて申請して、現金により直接支給しておりますが、来年度から勤怠管理システムを活用したデータ入力によって自動集計がなされて、口座振込となるという手続になってございます。

一方で、振込後に監査などの事後の検査を行った場合など、場合によっては誤りが見つかって、精算する必要がある場合がございます。その場合、現在の旅行命令簿をそのまま使用した場合は、その処理に係る内容というのは一部分かりづらい事由が生じてしまいます。ですので、それを解消するために、改めて様式を改正するというものでございます。

ちょっと分かりづらいんですけど、具体的に御説明いたします。3ページ目を御覧ください。

こちらは第1号様式で、現在は、旅行用務ですとか経路などを記載して、旅費の支給手続を取ってございます。この場合、支給後に再検査して、金額や経路に誤りがあった場合は、手書きで内容が分かるように赤字で上書き、修正をして、それで必要に応じて、金額の精算をしていくという手続になってございます。

次に、4ページ目を御覧ください。こちらがシステム導入に伴う新しい旅行命令簿となります。導入後におきましては、支給後に再検査した場合の金額の誤り等については、システムを活用した修正というのは、手書きの赤字での修正というか、加筆ではなくて、正しい内容となるよう、全てのデータが上書きされるということになります。そのため、命令簿上で、上書きの結果として入力された正しい経路というのは、しっ

かり記載されるようになっておりまして、さらに、それに連動した正しい金額のみが記載されることになっています。そのため、精算の行為そのものの自体が不明確になるという部分がございます。

そのため、改正後の様式で、右側のところに差額という部分がございます。ここで既に支給した金額との差額分というものを記載して、精算額を明記するとともに、右端の集計の欄に、対象となった該当月というのを追記することで、結果として、この帳票単体で一連の修正というか、精算の処理が分かるように改正するという手続を取ったものでございます。

非常に長い説明になってしまいましたけど、一連で処理が分かるようなシステムに改修したというのが、今回の改正でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 では、お諮りいたします。日程第3について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。報告事項1 新型コロナウイルス感染症の対応についてを事務局より説明願います。

武越事務局次長 私から新型コロナウイルス感染症の対応について、御報告いたします。資料4を御覧ください。

資料の表は、コロナウイルス感染拡大の影響により、学校園での臨時休業、再開や宿泊行事の中止等について時系列で示したものとなっております。

2ページを御覧いただければと思います。前回の教育委員会の後、3月21日をもって緊急事態宣言が解除されることに伴いまして、表の最下段に記載のとおり、学校園宛てに第22報の通知を行っております。

この件につきましては、恐れ入ります、4ページをお開きください。こちらが第22報の原文になりますけれども、1、学校（園）の運営については、感染症対策を徹底しながら継続をするということ、2では、これまで制限していた学習活動、グループ活動や調理実習等があるんですけども、これらを解除すること、3の部活動は段階的に開始することとしております。

5ページでは、4のきつずクラブについては、休止していたA登録も通常どおり運営すること、5の幼稚園の預かり保育も通常どおりとしておりますけれども、いずれも可能な限り、利用の自粛をお願いすること

としております。6のその他では、学校施設開放等について、22日より再開する旨記載をしているところでございます。

次に、6ページを御覧ください。今、説明しました22報と同時に、3月19日に江東区新型コロナウイルス対策本部が書面開催という形でされております。

1では、国・都の状況を整理した内容を記載しておりまして、2では、最近の本区の状況を記載しております。

その下の3では、緊急事態宣言解除に伴う区の全般的な方針として、国や都の方針に準じた対策を講じつつ、緊急事態宣言発令以前の体制に段階的に移行していくとしてございます。

7ページをお開きください。区としての主な措置事項ですが、4に記載のとおり、都の方針を踏まえまして、基本的に3月22日から3月31日までは21時以降の施設利用を自粛し、4月1日以降は感染状況により別途定めるということとしておりまして、対応については(2)から(8)に記載のとおりという形になってございます。

次に、3ページにお戻りいただければと思います。3月25日現在の学校園・きッズクラブでの新型コロナウイルス感染症発生状況ですが、記載のとおり、これまで小学校23校、中学校14校、きッズクラブ7室、感染者数は児童生徒38人、教職員等32人となっております。患者との濃厚接触の状況によりまして、発生した各校には、それぞれ一定期間の休校や学級閉鎖、出席停止、教職員については出勤停止の対応をお願いしているところであります。

今後とも、国・都の動向や区のコロナ対策本部の方針、東京都教育委員会や他の自治体の教育委員会の対応などを十分踏まえまして、引き続き新型コロナウイルス対策を講じながら、学校園の運営を行ってまいります。

私からの報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

鈴 木 委 員 緊急事態宣言解除についての方針なんですけれども、今、まん延防止等重点措置、まん防というのが出てきましたけど、もしそれが発令された場合は、今後検討するということでしょうか。それとも、これにのっかってやるのか、その辺はどうなっているか。

池 田 庶 務 課 長 いわゆるまん防の実施につきましては、基本的には、現在の東京都における対応と変わらないのかなと考えてございます。ただ、場合によって、一部ある程度施設を制限したりということも想定されますが、現時点では、今後まん防が発令されたとしても、大きな制限はないのかなと考えてございます。ただ、内容を少し見極めて、自治体それぞれの判断で具体的な対応が決まってくると思いますので、それを見据えた形で、

学校園についても対応していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

眞 貝 委 員 7月21日に聖火リレーが江東区内でもございますけれども、各学校の対応としては、各学校に任せるということなんでしょうか。

伊 藤 指 導 室 長 聖火リレーについては、まだ詳細がはっきりしていないところがありますので、学校教育の中でどのような関わり方をするかということについては、またこの先を見極めながら、対応を考えてまいりたいと思っております。

本 多 教 育 長 コロナの件については、毎回こうやって報告をしてきているところではありますけれども、感染状況を見ながら、ガイドラインについても、改訂を重ねていく必要があるんだろうと思っています。

また、今回様々、教育活動を止めないこと、また学びを止めないことを大事にしていくとありましたけれども、こどもたちの命が大事ですので、そのところを考えながら、活動を広げていくのか、抑えていくのかといったところをしっかりと見極めて対応していく必要があるかなと思っています。

また、今、室長のほうからもありましたけれども、オリンピック・パラリンピックについては、まだ細かいことは決まっていらないところがありますが、これだけ会場がたくさんある江東区ですので、こどもたちの心に残る取組がしっかりとできるように進めていければと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

進 藤 委 員 この間の23日に、NHKで深川三中が放映されまして、私も見たんですけども、ほかの学校、あれはPTAの取組というような番組だったんですけど、各学校の卒業式は無事に終わったんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

伊 藤 指 導 室 長 まず、各学校の卒業式については、今回感染状況を鑑みながら、短時間に、そして感染状況を最大限に配慮した対応ということで行いましたので、その中で適切に行われたということで報告をさせていただきたいと思っております。

また、PTA等が様々、工夫をしていただいたということでこちらも聞いておりますので、それを受けて、こどもたちに対しても思い出に残る卒業式、こういうコロナの中だからこそ何ができるかということで、学校、PTA、地域の方々が工夫してやっていただいたと思っておりますので、いつもと全く同じというわけではないんですけども、今でき

る中での最大限の卒業式が滞りなく行われたと思っております。

以上です。

進藤委員 分かりました。ありがとうございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。今回の思い出プロジェクトを区としても進めてきたところでありますけれども、本当に地域、PTAの方々の御協力をいただきながら進められたところ、ただ、中学校においては、ちょうど緊急事態宣言がまた年度末に来ていたので、なかなか十分にできなかったところがありましたけれども、各学校、それなりに工夫して、校内で取組をしていただいたり、先ほどのPTAの御支援をいただいたりとか、様々なことで、何とかできることをチャレンジすることはできたのかなと思っております。

そのほかいかがでしょうか。

本田委員 ということは、思い出プロジェクトができなかった学校はなかったと思っていんでしょうか。

伊藤指導室長 思い出プロジェクトにつきましては、小学校については、昨年の中でほとんどの学校が行うことができていました。そこに、小学校についてはプラス2回目、3回目と少し小分けしながらやっている学校がありまして、その中で、緊急事態宣言で影響を受けた学校がありましたが、そういう学校につきましては、校内で工夫したり、あるいは、ちょうど緊急事態宣言解除の後に、活動を行った学校もあったということで報告を受けています。

また、中学校につきましては、この緊急事態宣言のところの真ただ中になってしまったということで、こどもたちと一緒に学校が工夫して、予定していたことも再度検討ということで、その中で行った形になっています。ですので、校内で工夫した中には、例えば、漆器、漆塗りみたいな活動をしたりとか、あるいは、校内で卒業制作を行ったという学校があったりとか、あるいは、学校の中でスポーツ大会みたいなものを、自分たちで考えて運営をして、その中で他の学年とも含めて、関わり等を工夫しながら実施したということもお聞きしているところです。

本多教育長 よろしいでしょうか。今回、何をするかではなく、どう取り組むかを大事にするということを学校とも話し合ってきたところで、やったものは学校によって様々違うところはあるんですけど、例えば、生徒が1日、この時間をあげるから何とか計画してごらんと先生たちに言われて、自分たちで工夫して何か取組を考えたりとか、そういった部分で、児童生徒の主体性を育むということは大事にしてほしいと言ってきた中での取

組だったかなと思っているので、形としては、学校によって、予想していたことができた学校とできなかった学校というのがあったかもしれませんが、今、室長からも報告があったように、何らかの形で取り組むことはできたのかなと思っています。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 令和3年第1回区議会定例会（教育委員会関係）についてを説明願います。

武越事務局次長 それでは、令和3年第1回区議会定例会（教育委員会関係）につきまして、少々お時間いただきまして、御報告を申し上げます。資料5を御覧ください。

第1回定例会は、2月24日の本会議で5名の代表質問、翌25日の継続本会議では8名の通告による質問が行われまして、全体で38本の質問がございました。

このうち教育関連では、資料に記載のとおり、2本の質問がありました。質問と答弁の概要は資料記載のとおりですが、ここではポイントだけ述べさせていただきます。

1人目は公明党の河野清史議員の質問で、不登校対策とICT活用について、また教育に新聞を活用すべきとの質問でございましたが、詳細な回答は記載のとおりになってございますけれども、個々のこどもの状況に応じて適切に支援していくこと、また新聞の学習への活用については今後検討していく旨の答弁をしております。

2人目は、無所属の中村まさ子議員の質問で、去年の臨時の一斉休校の影響やGIGAスクール構想についての質問でございました。回答は2ページにわたって記載してございますけれども、一斉休校については、教育委員会としては学びを止めないよう、速やかにオンラインでの対応を行ったこと、またGIGAスクールについては、健康指導をしながら、適切に進めていく旨の答弁をしております。

一般質問につきましては以上でございます。

次に、特別委員会について御報告をいたします。3月1日に一般会計補正予算（第8号）を審査する令和2年度予算審査特別委員会が開催されまして、その翌日の3月2日から3月8日にかけて、令和3年度当初予算を審議する令和3年度予算審査特別委員会が開催されました。

このうち、教育費の審査における質問につきましては3ページに記載のとおりで、それぞれ教育長及び教育委員会事務局の担当課長が答弁をしているところでございます。

次に、文教委員会について御報告いたします。4ページをお開きください。3月11日に開催されましたが、今回の議題は請願と陳情のみで、

27点になってございます。

まず、議題（１）から５ページの議題（２６）までは、いずれも継続審査となっている陳情、請願ですが、このうち、議題（１４）から（１６）の請願、陳情につきましては、時期が経過したところもあり、取下げとなっております。

また、（２４）２陳情第４７号のコロナ対策の陳情のうち、２点の事項がありまして、１つは今年度の冬休みを短縮しないでほしい、もう１つは２皿給食を終了して、給食を通常どおりにしてほしいといった事項がありましたけれども、これにつきましては時期が経過している、また対応済みであることから、今後陳情者に取下げをしていただく方向で検討することとされております。

なお、その他の陳情につきましては、状況に変化がないこと、また対応について検討中であることから、引き続き継続審査となっております。

次に、新規の陳情ですけれども、議題（２７）３陳情第１号の２、発達障害児支援に関する陳情につきましては、この中の内容として、１点目は幼稚園や特別支援学級に作業療法士、心理士を定期的に巡回派遣してほしいという内容、また、もう１点は、就学時健診では、児童本人、保護者と学校の双方が納得する就学支援をしてほしいといった内容でございました。

このうち、さっきの１点目につきましては、心理士はスクールカウンセラーに加え、学校園と連携しながら、もう既に巡回を行っているということ、また、作業療法士の巡回予定はないんですけれども、墨東特別支援学校と連携を図っているということで、こういった説明をしているところではあります。

また、２点目の就学時健診について、本人の希望や保護者の思いを十分に聞き取りながら、現在でも専門家により適切に判断しているといった旨の説明を、この陳情に対して、しているところでございます。

議題につきましては以上で、こちらにつきましては継続審査という形になってございます。

最後に、２、報告事項についてですけれども、報告事項は資料に記載のとおり、１７点ございますけれども、いずれも教育委員会定例会及び臨時会にて報告した案件ですので、説明は省略させていただきます。

長くなりましたが、報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項３ 令和３年度における学校閉庁日実施についてを説明願います。

池田庶務課長

では、資料6を御覧ください。

初めに目的です。学校閉庁日につきましては、平成30年度から実施しており、今年度は新型コロナウイルス感染症の対策上、やむなく実施を見送りさせていただきましたけども、教育委員会として、教員が休暇を取得しやすい勤務環境を整えるとともに、教員全体の働き方への意識改革を図ることで、在校などの時間の縮減を促進することを目的ということで実施するものでございます。

次に、概要でございます。まず、実施期間は令和3年8月10日から13日までといたします。なお、その前後は、7日、8日が土日で、9日が山の日の振替休日、そして14日、15日が土日となりますので、9日間の連続休暇を取得することが可能となります。

対象者は、小中学校及び教育学校並びに幼稚園勤務する教員となります。

実施方針につきましては、これまでと同様に、その位置づけは年次有給休暇や夏季休暇の取得を促す期間であること、また、この期間は学校の門扉は閉門し、基本的に外部対応は行わないこと、そして留守番電話を設定し、緊急連絡は教育委員会で対応すること、部活動は原則として休養日とすること、また施設開放や体育館の貸出しは原則実施しないことといたします。

次に、区民等への周知につきましては、保護者や学校利用者に対しては、学校だよりなどによりお知らせするとともに、区民に対しては7月11日に発行を予定する「こうとうの教育」に掲載し、お知らせいたします。また、区役所内部に対しましては、各部局の庶務担当課長が出席する課長会において周知し、この間は学校との連携した事業を控えてもらうなど、庁内の協力も求める予定でございます。

最後にその他といたしまして、きつずクラブは通常どおり実施するなど、教員以外の学校職員については、通常勤務ということでございます。

説明は以上でございます。

本多教育長

本件について質疑願います。

教員の働き方改革の一環ということで進めてきているところではありますけれども、来年、学校においては水曜日をなるべく先生方に定時退勤ができるように取組を進めていこうと思っていますので、そういった部分で併せて、働き方改革については学校と連携を図りながら、検討を進めてまいりたいと思っています。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長

それでは、本件について終了いたします。

続いて、報告事項4 令和2年度江東区立中学校及び義務教育学校(後期課程)生徒進路状況についてを説明願います。

伊藤指導室長 まず、進路状況の報告の前に、卒業式の実施状況について、資料はございませんが、御報告いたします。

中学校では19日に、小学校では24日と25日の両日に卒業式を実施いたしました。卒業式の実施状況につきましては、国旗掲揚、国歌斉唱の状況、会場の運営状況等について、卒業式当日、学校から電話で報告を受けております。その結果、本区におきましては、全小中学校、義務教育学校におきまして、適正に、そして厳粛さと清新さの中にも喜びと希望に満ちあふれた卒業式が挙行されました。なお、幼稚園の修了式も同様に、3月17日に滞りなく行われましたことを報告いたします。

それでは、令和2年度江東区立中学校及び義務教育学校（後期課程）生徒進路状況について御報告いたします。資料7を御覧ください。

本日は都立高校の第2次募集の合格発表がありました。3月18日現在の今年度の江東区立中学校及び義務教育学校（後期課程）卒業生徒の進路状況について御報告いたします。

令和2年度の中学校及び義務教育学校（後期課程）の卒業生の在籍者数ですが、男女合計で2,573人となっております。

まず、進路決定者ですけれども、2,573人中2,548人、3月18日現在の進路決定者割合は99％となっております。これは昨年同期より0.3ポイント低くなっておりますが、ほぼ例年と変わらない状況となっております。

次に、未決定者についてです。3月18日現在の進路未決定者割合は1％であり、昨年同期より0.3％増えております。未決定者25人のうち、17人が進学希望です。なお、進路未決定者のうち、就職希望・その他となっている生徒は8人で、昨年より4人増えております。今後、都立定時制の第2次募集があり、現在の未決定者も進学先が決まっていく予定であります。各学校におきましては、一人一人の生徒の進路が決定するまで丁寧な指導に努めてまいります。

なお、4月の定例会におきまして、3月31日現在の卒業生の進路状況を再度御報告いたします。

報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 江東区保幼小連携教育プログラムの改訂についてを説明願います。

貞方主任指導員 それでは、江東区保幼小連携教育プログラムの改訂について、御説明いたします。黄色の表紙の冊子とカラー刷りのリーフレットで本プログラムの1セットとなります。それでは、資料8を御覧ください。

まず、1、目的です。幼稚園教育要領や学習指導要領の改訂、「教育推進プラン・江東（第2期）」の策定等を踏まえ、「就学前教育スタンダード」を含めた「こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）」を柱として、幼児期の学び・育ちを滑らかに、確実に小学校へつなぐためのプログラムとするため、改訂を行いました。

次に、改訂の経過です。令和2年1月に策定した「就学前教育スタンダード」が4月から全面実施となり、実践から様々な意見を収集してまいりました。令和2年12月には、江東区保幼小連携教育プログラム検討委員会を実施し、公私立各学校種等の代表により協議を行い、学識経験者から指導・助言を得ました。

委員会では、本プログラムのような教育が実現できたら、こどもは幸せだと思う、「スタートカリキュラムKOTO方式」の取組は大変よい、ゼロからのスタートではないという記述がよいといった評価をいただくとともに、冊子の内容が充実しているので、別冊ではなく、こちらを本体としてはどうか、小学校教員は指導に悩んだときだけでなく、日常的に保育者に助言を求めてほしいなどの御意見をいただきました。

続きまして、2面の改訂の内容です。（1）（2）につきましては、目的で申し上げたとおりです。

（3）ですが、従前、別冊としていた冊子について、内容の充実を図り、本冊といたしました。ページ数でおよそ30ページの増となっております。

（4）から（7）になりますが、新規に、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、「就学前スタンダード」、「スタートカリキュラムKOTO方式」、就学前教育（幼児期の教育）の指導計画例について記載をしました。

それでは、実際にリーフレットのほうをお手元に御用意いただければと思います。2段階、最も大きく左右にお開きください。

左から右に向かって、就学前教育から小学校教育への学びの育ちの接続に関する取組を示しました。

上段の紺色の囲みは、保育者や小学校教員側の視点で指導力向上の取組について記載をしています。

下段の水色の囲みは、こどもの学び・育ちについて、「こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）」による接続を意識した取組の例を記載しています。

これらの取組を就学前教育に携わる保育者、小学校教員の両者が互いに理解し、共有し、実践することで、学校種や公私立を問わず、区内の教育に携わる者が一体となって、江東区のこどもたちを共に育てていくことが可能になると考えております。

それでは、最後に資料8の2面にお戻りください。今後の活用についてです。

(1) 「就学前教育スタンダード」の取組を各就学前教育施設において創意工夫して実践する際の参考資料として活用してまいります。次の保育実践、保育の振り返り、保育記録など多様な活用方法が考えられます。

(2) 各就学前教育施設及び小学校において、スタンダード間のつながりなど、学び・育ちの接続・連続性を意識した実践の参考資料として活用してまいります。就学前教育施設においては、小学校以降の学びを見通して指導を行う際のよりどころとなります。小学校においては、特に1年生の指導において、幼児期にどのような学びをしてきたか、どのような指導を受けてきたかなどを理解する際のよりどころとなります。

(3) 年間2回実施しています江東区連携教育の日において、幼児期・児童期、それぞれの学びや育ち、教育の方法等について、共通理解する際の参考資料として活用してまいります。

(4) 「スタートカリキュラムKOTO方式」の充実のために、保育者、小学校教員が、こどもの育ちや指導方法などについて、共通理解したり、意見交換したりする際の参考資料として活用してまいります。

以上で説明を終わります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

では、私から。様々、交流活動の例が出ているところですけど、今年はコロナ禍でなかなか難しいことがあったと思うんですけど、本年度、コロナ禍で、幼稚園と小学校はどんな交流をしてきたかというのを教えていただきたいというのが1点と、それと、今後、保育所、私立幼稚園等にも周知徹底していきなさいいけないと思いますが、その辺のところ、何か取組があれば、2点教えてください。

貞方主任指導員 1点目、コロナ禍における今年度の交流についてですけれども、オンラインで動画を使った交流という報告を受けております。例えば、併設の学校園などは、特に取り組んでいらっしゃったと聞いておりますが、小学校で、従来でしたら、小学校に上がったら、鉛筆をこう握るよとか、教科書とノートを机上にこのように用意するよ、ランドセルはこういうにしようよ、このぐらい重たいよとか、実体験ができるわけなんですけれども、それを動画に収めて、小学校から幼稚園に届けたと。そして、幼稚園はそれに対する返信のメッセージとして、このようなことが学べました、ありがとうございましたという交流があったという報告を聞いております。

それから、2点目です。私立幼稚園、保育所を含めた周知ですけれども、ここにつきましては、江東区連携教育の日がありますので、この説明、周知をやっていくのは、区立の幼稚園が中心となるかと思っておりますが、江東区連携教育の日において周知、それから理解を深めること

が可能だと考えております。

本 多 教 育 長 園長会とか幹事会とかもあるので、そういったところでも周知徹底を図っていけるといいのかなと思いますが、よろしく願いいたします。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項 6 江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則についてを説明願います。

河野地域教育課長 恐れ入ります、資料 9 をお願いいたします。今回、江東きつずクラブにおきまして、保護者が負担する利用料の取扱い及び学校施設の整備に伴いますクラブの定員変更などについて改正を行うものでございます。

それでは、まず 1 の改正の理由・概要でございます。まず、(1)でございますけれども、学童クラブ機能としての B 登録におきまして、月の途中から入会となる児童が、当該月でスポット利用をしていた場合、保護者については、そのスポット利用料とともに、新たに B 登録の利用料を負担することとなりますので、こうした場合の負担軽減策として、当該月のスポット利用料を免除するというにすることにするものです。

次に(2)でございますけれども、東川小学校及び豊洲西小学校の増築工事が完了したことに伴いまして、それぞれの学校内クラブの定員数を改めるものです。

最後に(3)として、申請手続等で必要となる提出書類の様式の見直しを行ったことから、これを修正するものです。

それでは、恐れ入りますが、別紙 2 をお願いいたします。こちらは新旧対照表となります。右側が今回の改正案を示してございます。

まず、第 10 条第 5 項に、先ほど御説明をいたしましたスポット利用料の免除に関する規定を第 3 号として、下線部分のとおり加えるもので、これに伴い、以降の号数も順次変更となるものでございます。

続いて、第 10 条第 6 項については、免除申請についての提出書類を定めてございますけれども、今回追加する分につきましては、これを除くとして、ただし書として加えるものでございます。

次に、別表第 1 になりますけれども、これは各クラブの定員を定めておりますが、きつずクラブ東川ときつずクラブ豊西につきましては、記載のとおり、定員数を改めるというものでございます。

それ以降と次のページにかけましては、変更となる書類様式について記載をしてございます。

では、恐れ入ります、1 枚目、資料 9 にお戻り願います。2 の施行期日でございますけれども、令和 3 年 4 月 1 日としてございます。

3 の規則案・新旧改正条文についてでございますけれども、別紙 1 として、今回の改正案文を、別紙 2 としましては、先ほど御覧いただきま

した新旧対照表をおつけしてございます。

説明は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

鈴 木 委 員 この定員をちょっと見たんですけど、増築・改修に伴って、育成室の面積の変更が生じたために定員数を変更するということで、東川は75から72で3名減っているんですけど、これはどういうふうなことなのでしょう。

河野地域教育課長 もともと東川につきましては、児童会館の中にきッズクラブがございました。ですので、東川小学校の中にはなかったんですね。今回、児童会館のほうがなくなることになりましたので、東川小学校のほうも収用対策上で増築するというので、これができるまでの間、一時的にプレハブの施設で預かりをしていました。

今回、増築棟が竣工しましたので、その中に新たなスペースとして確保いただきまして、その部分については、可能な限り定員に近づけるということで要求はしてございますけれども、実際問題としては、中の什器類であるとか、その辺の面積算定の関係で、若干限度があります。

ただ、現状におきまして、きッズクラブ東川につきましては、今年度につきましても保留児童が発生している状況にはございません。現時点でも10名程度の空きがあるという状況でございます。

ですので、我々としては、できる限り多く定員を積みたいというのは思っておりますけれども、学校のほうの普通教室も足りない状況もございますので、その辺を勘案しまして、最低限この部分は確保してくれということで、この数字になったものです。

以上です。

鈴 木 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

それでは、以上をもって令和3年第3回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。